

阪神間都市計画事業昆陽南特定土地区画整理事業の施行  
に関する条例を廃止する条例の制定について

阪神間都市計画事業昆陽南特定土地区画整理事業の施行に関する  
条例を廃止する条例を別記のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

阪神間都市計画事業昆陽南特定土地区画整理事業の換地処分に伴  
う清算事務の完了に伴うため。

阪神間都市計画事業昆陽南特定土地区画整理事業の施行  
に関する条例を廃止する条例（令和２年伊丹市条例第  
号）

阪神間都市計画事業昆陽南特定土地区画整理事業の施行に関する  
条例（平成９年伊丹市条例第２５号）は，廃止する。

付 則

この条例は，令和２年４月１日から施行する。